

後漢の軍事組織に関する一考察：郡国常備兵縮少後の代替兵力について

小林, 聡
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24614>

出版情報：九州大学東洋史論集. 19, pp.57-84, 1991-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

後漢の軍事組織に関する一考察

——郡国常備兵縮小後の代替兵力について——

小林 聡

はじめに

- 一 光武帝の軍備縮小の実態
 - 二 功臣系営兵の存続
 - 三 常設・臨時軍営について
 - 1 領護官の軍営
 - 2 その他の常設軍営
 - 3 常設・臨時軍営の構成人員
- おわりに

はじめに

周知のように秦・前漢の軍事制度、とりわけ兵役制度について、統一見解がまだに出されていないものの、従来多くの研究がなされてきた。しかしこれに続く後漢時代については、浜口重国氏が光武帝期の軍備縮小を論じられて以来、若干の研究があるのみである。¹⁾その理由の一つには、史料制約が後漢軍制の具体像の構築を困難にした点がまずあげられる。だが、そういった事情もさることながら、浜口氏が辺郡を除く郡国の常備兵撤廃を指摘したことによって、後漢時代における兵役制度が徭役体系の中での重要性を相対的に弱めたと考えられたために、徭役体系の一環として理解されてきた秦漢兵役

制度の研究テーマになりにくかった点がより本質的な問題ではないだろうか。しかし、兵役を含めた軍事制度そのものが王朝支配体系の重要な支柱であることは後漢時代においても変りはない。特に後漢の軍制・兵制に独自の点があるとすれば、それが秦漢帝国の基本構造の中でどのような位置が与えられるべきなのかが問われねばならない。

後漢時代後半期以降、羌族をはじめとした諸民族の反乱や侵攻があり、また各地で「妖賊」、「盜賊」と称せられる人々の反乱が続発した。浜口氏は、常備兵力の少なさが当初は小規模であった反乱を全国的規模に拡大させたというが、後述のように実際の後漢王朝の兵力は数量的にはかなり多数存在しており、これを過小評価することは問題があるのではないだろうか。むしろ後漢軍制の特質は兵力量の少なさよりも、王朝を支える軍事力の中核部分が郷里社会を母体とする徭役体系から乖離して特殊な集団と化した点にあり、この集団が政治的・軍事的危機に際して十分機能しなくなったときに後漢王消が崩壊したのではないかと筆者は考えている。

以上の仮説に立って、本稿では後漢の軍制の総体を明らかにするための基礎的な考察の一つとして、まず浜口重国氏によってあきらかにされた光武帝による郡国の常備兵軍備縮小の再検討を行ない、次にその代替常備兵力としてどのようなものが存在したかを検討した。その結果、後漢軍事力の支柱の一つとして「營兵」・「屯兵」と称される集団が広範に存在していたことを確認した。

一 光武帝の軍備縮小の実態

まず、光武帝期に行なわれた「軍備縮小」の史料を検討したい。まず、『後漢書』（以下、特に断わらない限り引用は『後漢書』）からであり、巻数のみを示す。巻一下、光武紀建武六（西暦三十）年条に、

是歳、初罷郡国都尉官。

とあり、『統漢書』巻二十八、百官志五に、

中興建武六年、省諸郡都尉、并職太守、無都試之役。

とある。また、巻一下、光武紀建武七年条に、

詔曰、今国有衆軍、竝多精勇、宜且罷輕車・騎士・材官・楼船士及軍仮吏、令還復民伍。（李注・軍仮吏謂軍中權置吏

也。)

とある。これらを総合すると、まず建武六年に前漢時代に郡太守と併置されていた都尉が廃止されて太守がその職務を兼掌するようになり、同時に郡国の常備兵の教練・査閲である都試がこの年以降は行なわれなくなり、さらに翌七年には軽軍、騎士、材官、樓船士、軍仮吏が廃止されたことがわかる。浜口氏は前四者を中央の宿衛兵に対する郡国の常備兵一般を示すと考えた。その後、これらを専門兵士（下級職業軍人・特殊部隊）、あるいは下級官吏身分を持つとする大庭脩氏、米田賢次郎氏らの説が現われたが、両氏に対する反論は既に出されている。この問題を本稿にかかわる範囲で指摘すると、軽車以下を専門的ないわば下士官的存在とした場合、建武七年段階で郡国の常備軍のうち、一般兵士を残して下士官が廃止されたことになり、これは軍の運営上きわめて不自然な措置といわざるをえない。したがって、軽車以下を一般兵士とする通説に従うべきであり、建武七年の詔勅は全常備軍の廃止を目的としたと考えるのが妥当であろう。

さて、浜口氏によればこのような郡国常備軍撤廃を実施した背景には、光武帝の功臣集団の持つ軍事力の存在があったという。つまり、功臣の軍事力は郡国の兵とは別系統のものとして存在していたが、建武七年以後はいよいよ王朝軍事力の基幹として全国統一の担い手となったわけである。それが、統一事業が達成された建武十五（三九）年頃までには功臣の兵権は剝奪され、その結果彼らの兵士は中央地方の特殊軍営（後述）に転化させられるか、田野に帰されたことと氏はいう。こうして、例外的に特殊軍営の兵士や辺郡における都尉・常備兵が存続し、また臨時に都尉・常備兵が置かれたこともあったが、基本的には郡国の常備軍は撤廃されて光武帝の軍備縮小策が達成され、以後もこれが王朝の基本政策となったというのが浜口氏の見解である。

しかしながらこういった施策のみをもって、後漢の軍事力の性格づけをおこなってよいだろうか。以下光武帝の施策の意味について考えてみよう。

まず、特殊状況にあった辺郡をひとまず除外し、郡国一般について検討する。勞幹氏は後漢の兵制を論じて、王朝は常備の民兵を廃止したが軍籍を廃止したわけではなく、臨時の徵発に備えたとし、その根拠として『三國志』卷十二、崔琰伝に、
崔琰：少樸訥、好擊劍、尚武事。年二十三、郷移為正。

とある記事を挙げている。これは、前漢昭帝治世に定められたところの、二十三才で軍籍につけられて正卒となる制度が後

漢末まで存続していたことを示している。重近啓樹氏によれば傳せられた(Ⅱ軍籍につけられた)全ての男子はいわば潜在的兵役義務を持つのであるから、後漢時代においても兵役義務は依然存在したと考えなければならぬ。これに関連して、卷三十一、杜詩伝に光武帝初期に璽書によって郡国に兵を徴していたのを、前漢の例にならって虎符による徵兵に切り換えるよう杜詩が上疏したことを記して、

初、禁網尚簡、但以璽書発兵、未有虎符之信。詩上疏曰、…間者発兵但用璽書、或以詔令、如有姦人詐偽、無由知覺。愚以為軍旅尚興、賊虜未珍、徵兵郡国、宜有重慎、可立虎符、以絶姦端。…書奏、從之。

とある。この時杜詩は南陽太守であったが、赴任したのは建武七年、辞任は十四年であるから彼の上疏はその間のことであり、建武七年三月に發布された郡国常備兵撤廃令よりも後に上疏が行なわれた可能性が非常に強い。そうであるとすれば、常備兵撤廃の後も、虎符によって郡国の男子が徵兵される可能性があったとしなければならぬ。

実際、後漢時代の郡国の兵卒が内郡においても恒常的に存在していた例がある。卷六十三、李固伝に順帝永和中のこととして、

時太山盜賊屯聚歷年、郡兵常千人、追討不能制。(太山太守李)固到、悉罷遣婦農、但選留任戰者百余人、以恩信招誘之。

とあり、順帝期の太山郡には盜賊に備えて郡兵千名が常備され、李固が廢止するまで存続していた。また、卷五十六張綱伝に、やはり順帝期のこととして、

時広陵賊張嬰等衆數万人、殺刺史・二千石。…(梁)冀乃諷尚書、以綱為広陵太守、因欲以事中之。前遣郡守、率多求兵馬。綱独請單車之職。

とあり、広陵太守に赴任する者が「多く兵馬を求」めたというが、これは反乱が続発していた状況において、(朝廷の許可を得た上で)常備兵を置くことが恒常的であり、常備兵を持たない「單車」の太守は例外的であったことを裏付けるものである。安帝以後各地に反乱が起こっていることを考えると、いまみたような太山、広陵郡以外の内郡においても常備の郡兵を備えていたと推測できる。これらの考察から、建武七年の郡国常備兵撤廃はそれほど徹底したものであったとは考えられない。

ところで、建武七年に常備兵とともに廃止されたという軍仮吏は、『漢官儀』の説明するとおり、「權置」の吏であり、正規の軍吏に対応するものであろう。軍吏は重近氏の指摘するように一般兵士たる士卒と対比される存在であったが、具体的に、秦漢の軍事編成の中でどの範囲の階層を指すのかは、漠然とした表現であるためにはつきりしない。建武七年に比較的近い新時代の事例として、『漢書』卷八十四、翟義伝に、

（王莽）自扞除閼西為校尉・軍吏、将閼東甲卒、發奔命以擊翟義焉。

とあり、この記事から軍吏が校尉よりはおそらく下位の武官であり、かつ甲卒の上に立つてこれを指揮するものであったことが推測される。また、卷一上、光武紀更始元年の条に、

初、王莽徵天下能為兵法者六十三家數百人、並以為選吏、選練武衛、招募猛士。

とあり、王莽の命によって選吏が募集され士卒の教練にあたっているが、數百という数からして中下級の武官を指す表現であったと推測される。また史書には「吏卒」、「吏士」の語が頻出しており、この「吏」が軍吏を指すと考えられることから高級武官を含んでいるとは思えない。

建武七年の軍仮吏撤廃措置では、新末の動乱の過程で常備兵力膨張に伴って増置されていた中下級武官たる軍吏のうち、臨時に増員されていたものを廃止したと考えてよからう。そうであるとすれば、本来の定員に入っていた軍吏は廃止されずに存続したとしないといけない。実際、卷八十六、南蛮伝に章帝建初四（七九）年のこととして、

發荊州七郡及汝南、潁川弛刑徒・吏士五千余人。

とある。これは郡国の軍吏と士卒が存在していたことを示すものであろう。軍吏は後漢時代を通じて存在しており、臨時に兵士が徵發された際にその指揮官となったと考えられる。

以上、内郡の常備軍について確認を行なったが、浜口氏が指摘するように辺郡においては建武七年以後も都尉が設置され、常備の郡兵がそのまま存在していたところが多かった。通説によれば、前漢武帝期に中国周辺地域が征服されて多くの辺郡が設置されたが、辺郡の統治組織は内郡とはやや相違したものであった。すなわち内部では一郡について一都尉が置かれたのに対し、辺郡の都尉は複數置かれ、郡内の數県を領して民政にもタッチする所謂都尉と称されるものであった。

いま、漢簡によって比較的組織が明確になっている前漢時代の辺郡常備軍について、諸先学の成果を整理してみると次の

ようになろう。辺郡部都尉の指揮下にはおよそ二つの種類の常備兵力が存在したと考えられる。ひとつは都尉府に直属すると思われる兵士であり、これは内郡にも存在する材官・騎士等の正卒義務に服する人々であった。¹⁰⁾ もうひとつは都尉府——候官——候——燧という辺境防備組織に勤務する兵士であり、これは全国から徴集された戍卒を主体としていた。¹¹⁾ 居延漢簡にみえる例では、戍卒の出身地が全国各郡国にわたっているのに対し、騎士の出身地は居延の属する張掖郡出身者に限られている。これは正卒が所属の郡内で一年間勤務することと符合するものである。米田賢次郎氏によれば、居延漢簡にみえる騎士は候官以下の防備組織には配備されてはならず、軍事面の最上級官府である都尉府に集中して配置されて塞外民族侵入等の有事に出勤したものであったという。¹²⁾

こういった辺郡部都尉の正卒・戍卒の両系統の常備軍は、建武七年以後も存在していたとみてよい。まず正卒について考えると、既に述べたように正卒義務は後漢末期まで存続しており、『後漢書』等を見ると実際に縁辺諸郡の兵士が頻繁に徴発されている。卷四十五、袁安伝に和帝期に権勢を誇った竇氏一族、執金吾竇景が縁辺諸郡に命じて、洛陽に兵士を送らせたことを伝えて、

景又擅使乘駅施檄縁辺諸郡、発突騎及善騎射有才力者。漁陽・雁門・上谷三郡各遣吏将送詣景第。有司畏懼、莫敢言者。安乃劾景擅發兵、驚惑吏人、二千石不待符信而輒承景檄、当伏頭誅。

とあり、和帝期にも虎符を用いた常備兵動員制度が存続していたことがわかる。この時動員された「辺兵」は正卒義務に服する人々であったであろう。一方戍卒については、後漢時代を通じて弛刑徒の辺戍配備が何回も行なわれている（これについては後に触れる）が、これは弛刑徒が戍卒として辺境防備組織に配備されていたことを意味している。具体的な例として卷六、順帝紀永建（一二六）元年の条に、

夏五月丁丑、詔幽并涼州刺史、使各实二千石以下黄綬、年老劣弱不任军事者、上名。敝勅障塞、繕设屯備、立秋之後、簡習兵馬。

とあり、幽、并、涼三州に「障塞」が存在していた。この「障塞」は戍卒の勤務する辺境防備機構を指すと考えてよからう。¹³⁾ ところで、辺郡都尉は郡よりも小さい区域の統括にあたっていたため、郡兵全体の統帥権を有したとは考えにくく、太守が（以前から有していた発兵権とともに）郡兵の統帥権を掌握したと考えられる。これに関連して、太守の補佐に任ずるも

のとして長史の存在も無視できない。長史については、『統漢書』卷二十八、百官志五に、

郡当辺戍者、丞為長史。

とあり、その注に引く『古今注』に、

(建武)十四年、罷辺郡太守丞、長史領丞職。

とある。辺郡に長史を置く制度は前漢時代も存在しており、『漢書』卷十九上、百官公卿表によれば「兵馬を掌る」職務を持ち、秩は郡丞と同じく六百石であったとされる。建武十四年に郡丞を廃止してその職務を長史にあわせたというが、この結果長史は郡全体の民政と軍事にわたって太守の補佐を行なうようになり、低い官秩にもかかわらず、その権限は相当広範囲なものとなったと考えられる。実際、後漢時代における辺郡長史の軍事行動は史書の随所に散見している。特に「将兵長史」と称されるものは通常の長史とは別に設置され、郡太守からある程度独立した活動に従事していたようであり、長史の官そのものが分化をとげていった。

以上、内郡及び辺郡の軍事力について検討した。その結果、光武帝の常備軍縮小の後も潜在的兵役義務は存続しており、特に辺郡には常備兵が正卒・戍卒ともに存続し、また長史の権限強化等の後漢独自の制度が形成されていたことがわかった。

二 功臣系営兵の存続

前節でみたように建武七年における軍備縮小は必ずしも徹底したものではなかったが、光武帝がもつぱら功臣の兵力を用いて全国を統一したのは事実である。浜口氏によれば、建武十二(三六)年末に公孫述を平定して中国内に強大な敵対勢力がなくなつた後、光武帝は次に功臣諸將の將軍号と兵権が剝奪していった。そしてその配下にあつた兵力は、田野にかえされた以外には、洛陽の北軍五営や魏郡の黎陽営、三輔の虎牙営・雍営の兵士に再編成されて世襲兵となつたが、その兵力は微々たるものであり、ここに光武帝の意図した軍備縮小が最終的に達成されたという。しかし、功臣の兵力の行方についてはなお検討の余地があると筆者は考えている。本節では、功臣の兵力の一部が明帝治世に至るまで辺境防備の一大支柱であつた点について述べる。

まず功臣の兵力の内容についてみてみたい。まず、功臣の多くが郡県の吏であつたことから容易に推測されるように、彼

らの多くは所謂豪族出身者であり、郷里の私従兵を率いて光武帝に従った。たとえば、功臣の一人寇恂（上谷出身）の兵士は「宗族昆弟」であったことが知られる¹⁵。また、巻二十二、傅俊伝に、

傅俊字子衡、潁川襄城人也。…及世祖討河北、俊与賓客十余人北追、及於邯鄲、上謁、世祖使将潁川兵、常従征伐。

とある。潁川郡出身の傅俊がわずかな賓客とともに光武帝に投ずると、帝は潁川の兵を与えている。同伝によれば、傅俊の一族は襄城県令によって処刑されており、この時に分与された潁川兵と傅俊本人とは本貫を同じくするという他には、（寇恂の場合のような）血縁その他の関係があったとは思われない。こういったことから功臣の兵力形成の過程で、光武帝は功臣とその出身地の兵とのつながりを血縁その他の関係の有無にかかわらず重視したことが窺える。

しかし実際には指揮官とその配下の兵士の出身地が常に一致したとは限らない。巻十七、馮異（潁川出身）伝に邯鄲を陥した時のこととして、

及破邯鄲、及更部分諸将、各有配隸。

とあり、巻十八、呉漢伝に呉漢（南陽出身）が幽州を平定したときのこととして、

（呉漢）遂悉發其兵（卽幽州諸郡兵）、引而南、与光武会清陽。諸将望見漢還、土馬甚盛、皆曰、是寧肯分兵与人邪。及漢至莫府、上兵簿、诸将人人多请之。（李注・兵簿、軍士之名帳。）

とある。河北平定を進めていくなかで、各地の「兵簿」をもとに郡国の兵士を徵発し、功臣集団の軍営に応じて分与していったことがこれらの史料からわかる。こうして調達された河北の兵士は光武政権の中核戦力となったが、その一方で指揮官である功臣の多数が南陽・潁川といった黄河以南諸郡の出身者であった。巻二十二の末尾に光武帝の功臣として三十二名を挙げるが、彼らの出身地を調べると南陽十三名、潁川八名、東萊一名、三輔四名に対し、河北諸郡は六名（上谷一名、漁陽二名、鉅鹿二名、安平一名）であり、河北系の功臣は少数派に属した。わずか三十二名のサンプルから光武帝配下の指揮官集団の出身を推断することは危険であるかもしれないが、概括的に言って、功臣とその配下の兵士は必ずしも出身地を同じくするとは限らなかったであろうと推測される。

こうして形成された種々の出身地を持ち、各地を転戦する功臣諸将の兵が郡国の管轄とは無関係となったのは当然のなりゆきであろう。この点について、巻十八陳俊伝に、陳俊が彊弩大將軍・琅邪太守となった時のこととして、

時琅邪未平、乃徙俊為琅邪太守、領將軍如故。…詔俊得專征青徐。俊撫貧弱、表有義、檢制軍吏、不得与郡県相干、百姓歌之。

とある。陳俊の率いた兵力は自らの軍営の兵であり、そうであるからこそ、俊自身は琅邪太守として郡県支配のなかにありながらも、彼の兵士は琅邪郡あるいは青徐両州の郡県とは関わりを持たなかったのである。これは他の功臣諸将についても同様であったと考えられる。

以上、功臣の兵士の性格を検討し、これが郡県の軍事系統は別に存在したことを確認した。次に功臣兵力の存続について考える。浜口氏は建武十二年末に公孫述を平定した後、功臣から將軍号と彼らの指揮下にあった兵力を剝奪し、建武十五年頃までには大半その目的を達し、その兵士は田野に帰る他は洛陽の北軍五営や黎陽營、虎牙營、雍營に再編成されていた。しかし、功臣諸將の行動を微細に検討すると、建武十五年以後においてもなお辺郡において彼らの兵士が存在している事実を見出すことができる。まず巻二十、王覇伝に、

（王覇）従平河北、常与臧宮・傅俊共営。…光武即位、以霸曉兵愛士、可独任、拜為偏將軍、并將臧宮・傅俊兵、而以宮・俊為騎都尉。

とある。王覇、臧宮、傅俊はいずれも潁川の出身であり、光武帝は彼ら三人に同一の軍営を指揮させたと考えられる（その軍営は先に見た傅俊伝の記事からして潁川兵を中核とし、後に河北諸郡の兵を加えたと考えられる。）この後三人はそれぞれ將軍号を与えられ、別個の軍事行動に従事しているから、軍営は分割されたと考えてよからう。これ以後の王覇の事跡を見ると、建武六年に弘農郡新安に屯田し、八年に函谷関に屯田したことが本伝からわかる。さらに、建武九（三三）年のこととして、

令朱祐屯常山、王常屯涿郡、侯進屯漁陽。璽書拜霸上谷太守、領屯兵如故。捕擊胡虜、無拘界。…霸在上谷二十余歲。（建武）三十年、定封淮陵侯。永平二年、以病免。

とある。この記事からわかるように、王覇は明帝の永平二（五八）に至るまで討虜將軍兼上谷太守として屯兵を領していた。「屯兵を領すること故のごとし」とは以前に彼が新安、函谷関に屯田したとあるのをうけている。つまり王覇の領した潁川兵を中核とする軍営は彼に従って各地に屯した後、最終的には上谷に駐屯したわけである。では建武九年に王覇とともに北

方各地に屯した諸將（朱祐・王常・侯進）の屯兵はどうなったのであろうか。まずその一人である建義大將軍朱祐について、卷二十二の本伝に、

（建武）九年、屯（常山郡）南行唐拒匈奴。…十五年、朝京師、上大將軍印綬、因留奉朝請。

とあり、朱祐は建武十五（三七）年には洛陽に帰り、大將軍の印綬を返還している。これは建武十五年までに功臣の兵権が剝奪されたとする浜口氏の主張に符合するかのようである。しかし、彼の屯兵がこれによって消滅したわけではない。卷二十二、馬成伝に、

（建武）十四年、屯常山・中山以備北辺、并領建義大將軍朱祐營。…在事五六年、帝以成勤勞、徵還京師。辺人多上書求請者、復遣成還屯。及南單于保塞、北方無事。拜為中山太守、上將軍印綬、領屯兵如故。二十四年、南擊武谿蛮賊、無功。上太守印綬。二十七年、定封全椒侯、就国。

とあり、建武十四年から常山・中山に出屯していた揚武將軍馬成が、翌十五年に朱祐が引退した後に上谷に屯していた彼の營兵をもあわせて領したことがわかる。その後、馬成は建武二十七年（五一）年に封国に就くまで、揚武將軍や中山太守の印綬を返還しても一貫して屯兵を領したのである。次に王常や侯進についてであるが、王常は本伝によれば建武十二年に「屯所に薨ず」とあるのみで屯兵がその後どうなったのかは明かでない。また侯進は伝が存在しないため詳細は不明である。しかし、朱祐の例から考えて屯兵が建武十五年頃に消滅したとは考えにくい。

次に驃騎大將軍杜茂の事例を見てみよう。卷二十二の本伝によれば、

（建武）七年、詔茂引兵北屯田晋陽・広武以備胡寇。…十五年、坐断兵馬稟繒、使軍吏殺人、免官。

とあり、建武七年から晋陽（太原郡）・広武（雁門郡）に屯田しているが、建武十五年に不祥事を起こして免官になっている。しかし、卷三十一、張堪伝に、

在（蜀）郡二年、徵拜騎都尉、後領票騎將軍杜茂營、擊破匈奴於高柳、拜漁陽太守。…視事八年、匈奴不敢犯塞。

とあり、騎都尉張堪が杜茂の營を領している。騎都尉を拜する以前の張堪は、建武十二年末の公孫述平定直後から二年間蜀郡太守の任にあった。したがって彼の騎都尉任官は十四年かそれよりやや後のことであろう。先に見たように杜茂の免官は十五年であるから、張堪は騎都尉任官後約一年して失脚した杜茂の後を受けてその營兵をあずかったものと考えてよからう。

こういつたことから、建武十五年以後も匈奴に備えて功臣が北方に屯し、また功臣そのものが免官その他の理由でいなくなつても屯兵は存続していた例があつたことが明らかになつた。確かに卷二十二の末尾に挙げられた三十二名の功臣の経歴をみると、公孫述平定後、具体的には建武十三年から十五年の間に死亡以外の理由で官職を退いているものが八名（賈復・耿弇・朱祐・耿純・馬武・陳俊・杜茂・李忠）存在する。八名という数は、三十二名の中で決して少ないとは言えないが、先にみたように北方に屯田している功臣が数名存在している事実を無視することもできないであろう。また、経歴がわかっている三十二名の功臣以外にも、たとえば史書に伝のない先述の侯進のような人々の存在も考慮に入れると、北方防衛の任にあつた功臣は決して少なくならなかつたと想定することができないのではないか。本稿では史料上の制約から僅かな具体例しか示すことができなかったが、このような功臣の営兵の系統を引く屯兵が相当存在していたことを示唆する史料が存在する。

まず卷三十一、杜詩伝に、建武七年に南陽太守となり、数々の業績を残したことで有名な杜詩が、着任後数年して（建武十一年頃のことと思われる）太守の辞任を求めて上疏した時のことを伝えて、

（建武）七年、遷南陽太守。：詩自以無勞、不安久居大郡、求欲降避功臣、乃上疏曰、：臣伏觀將帥之情、功臣之望、冀一休足於内郡、然後即戎出命、不敢有恨。：陛下誠虛缺數郡、以俟振旅之臣、重復厚賞、加於久役之士。如此、緣辺屯戍之帥、競而志死、乘城拒塞之吏、不辭其勞、則烽火精明、守戰堅固。：（詩）超受大恩、収養不称、奉職祿位、令功臣懷恩、誠惶誠恐。

とある。この記事は、杜詩が「将帥の情、功臣の望」を考慮して彼らを平穩な内郡に赴任させるよう要請したものであるが、今まで検討してきた事実も考えあわせれば杜詩が恐れた「功臣」とは南陽に居住する人々を指しているのではなく、北方の辺郡に出屯している功臣諸將を指していることが理解できよう。さらにいえば北辺に屯する諸將が多く南陽出身であつた状況下、平穩な南陽に太守として赴任している杜詩が彼らの不満・怒りの的になることを恐れたということもできよう。先にみた北方に出屯した人々の多くが南陽人である事実（朱祐、馬成、杜茂、張堪が南陽人、王覇、王常が潁川人、侯進は出身不明）もこの想定を裏付けるものである。また卷二十、祭彤伝に、

当是時、匈奴・鮮卑及赤山烏桓連和疆盛、數入塞殺略吏人。朝廷以為憂、益增緣辺兵、郡有數千人、又遣諸將分屯障塞。帝以彤為能、建武十七（四一）年、拜遼東太守。

とある。記事に見える「是時」とは祭彤が遼東太守を拝した建武十七年からそう遠くない過去を指すものであろう。その頃増置された「縁辺兵」とは、郡が単位となっていてのことから考えて（建武七年後もなお存在していた）辺郡の常備兵を指すものであろう。これに対し「又諸將を遣して障塞に分屯せしむ」とあるのは、これまでの検討から考えて王覇らの功臣諸將の北方に出屯を指しているかと推測される。ただ「障塞」とは前節で触れたように戍卒の勤務する辺境防備組織であることから、功臣が戍卒を指揮したと考えることもできる。実際、建武十二年に謁者段忠が「衆郡の弛刑を將」いて派遣され、彼らを驃騎大將軍杜茂と討虜將軍・上谷太守王覇に配し、また「亭候」（監視施設）を建設して「北辺を鎮守」させている（光武紀・杜茂伝・王覇伝）。弛刑徒は戍卒として勤務したと思われるから、たしかに北辺の功臣諸將が戍卒を指揮した事実は存在する。しかし、今まで述べたように功臣諸將は自ら統率してきた兵士を有して北辺各地に屯しており、これが中心兵力であったことにはかわりはなく、戍卒が功臣諸將に配されることはあっても、あくまで補助的な役割をもつに過ぎないと筆者は考える。祭彤伝には先の記事より後、永平元（五七）年以降のこととして、

彤之威声、暢於北方、西自武威、東尽玄菟及渠浪、胡夷皆來内附、野無風塵。乃悉罷縁辺屯兵。

とあり、祭彤のはたらきによって北辺が平穩になり、その結果として屯兵がすべて廃止されたという。ここにみえる「屯兵」はあきらかに前述の「障塞に分屯」させられた兵士であるが、この「屯兵」の廃止を戍卒の廃止と考えることもできる。しかし卷二、明帝紀をみると、計四回（永平八、九、一六、一七年）にわたって弛刑徒を辺戍に配備しており、明帝期の朝廷が辺戍を強化していくとする政策方針を持っていたことは明らかである。そうであるとするれば、この時期に戍卒が廃止されたとは考えにくい。したがってこの「屯兵」は、建武十年代に功臣諸將が起兵以来率いてきた兵士とすべきであろう。要するに北辺諸郡では郡の常備兵と功臣系の屯兵とが並立していたと考えることができよう。これは、郡県系統の兵力と功臣の営兵が関わりを持たなかったことを伝える、先述の陳俊伝の記事と符合するものである。

こういったことから、建武十一年頃に杜詩が指摘した功臣諸將の北方配備は、公孫述平定（建武十二年）後の国内情勢が安定した時期も続いていたと考えられる。そして匈奴などの塞外民族の侵入に備えて北方に屯する功臣系屯兵が後漢王朝の軍事力の支柱の一つであり、またそういった功臣系屯兵は郡県常備軍とは別系統であったことが明らかになった。もちろん出屯している指揮官としての功臣そのものは失脚や死亡などの理由で、屯兵を指揮することができなくなっていたのは確

かであろう。しかし、そのことをもって軍備縮小の達成と考えるのは不適当ではないかと考えられるのである。

ところで、祭彤伝の記事から屯兵廢止の正確な年代を確定するのは困難である。先述の王覇が永平二（五八）年に至るまで上谷に屯していた点、また祭彤が遼東太守から大僕に移ったのは永平十二年である点から、永平二年から十二年のいずれかの時点と考えられる。もっとも実際の北辺情勢をみると、それより以前の建武二十年代を通じて匈奴の南北分裂、烏桓の内属等の事件が相次ぎ、緊迫感は薄らいだようであるから、北方に必要以上の兵力を配備する必要性は減少したとみてよい。また、第三節でみるように建武二十年代以降、領護官系統の軍營が各地に設置され、それまで功臣系屯兵の果たしていた役割を継承しているとも考えられる。そういったことから屯兵は建武末年から永平年間にかけて段階的に廢止されていったと考えるのが妥当であるかもしれない。

以上、功臣の率いていた兵士の一部が北辺に屯し、その軍營がその明帝永平年間まで存続していたことを確認した。

三 常設及び臨時の軍營について

前節の末尾において、明帝永平年間までに功臣系の屯兵が廢止されたことを述べた。それでは、屯兵が廢止された後は浜口氏のいうように、後漢の軍事力は中央（北軍五營兵）・地方（黎陽營、虎牙營、雍營）の特殊軍營と辺郡の常備兵力になってしまったのであろうか。本節では光武帝の治世末期以降、功臣系の辺境屯兵に代わるあらたないくつかの軍事力が配備されていき、辺郡の常備兵力を補完したことを述べる。（なお、後漢時代における地方の常設軍營として黎陽營、虎牙營、雍營があるが、これら三軍營については浜口氏の專論があるのでここでは述べない。）

浜口氏の主張するところによれば、後漢の常備兵力は前漢にくらべて非常に少なく、これが羌族の反乱等の鎮圧を困難にしたという。たしかに後漢時代の兵力動員で十万を越える例はほとんどない。だがそれだけをもって後漢の常備兵力の多寡を決定することはできないのではないだろうか。まず氏が指摘する特殊軍營の定員の規模の小ささについても問題が残されている。たとえば浜口氏は『漢官儀』に「兵騎千人」と記されていることを根拠にして、黎陽營の定員を千人とするが、

『東觀漢記』卷一、光武紀建武十七年の条に、
（車駕）入南陽界、到葉。以車騎省、留數日行、黎陽兵馬千余匹、遂到竟陵。

とあり、この時光武帝警護のために南陽に派遣された黎陽營の騎兵だけでも千を越えており、『漢官儀』の記述と矛盾する。また、後漢時代を通じて黎陽營から頻繁に兵士の派遣がなされている点を考えあわせると、『漢官儀』の記述が後漢全時代を通じてあてはまるとはいえないことになる。そうなるの後漢王朝の総兵力がはたして浜口氏の指摘するような小規模なものであったかどうかを再検討する必要がでてこよう。

後漢時代の総兵力がどのくらいであったかを示す史料は少ない。いま推測の手助けになる史料を挙げると、『潜夫論』巻二十一、勳將篇に、

前羌始反時、將帥以定（守の誤りか？）令之羣、藉富厚之蓄、拋列城而氣利勢、權十萬之衆、將勇傑之士。

とある。この記述を額面通りに受け取ることは危険かもしれないが、安帝永初元（一〇七）年における羌族反乱当初で十萬の常備兵力があったとされる。この十萬という数字は羌族反乱に限定した話題のなかで述べられたものであるから後漢全国の兵力を表わしたものでなく、一部の地域の兵力であろう。また、卷八十七、西羌伝に安帝元初二（一一五）年に中郎將任尙が羌族鎮圧のために三輔に駐屯するにあたり、虞詡が彼に助言を与えたときのこととして、

尙臨行、懷令虞詡說尙曰、使君頻奉國命討逐寇賊。三州屯兵二十余萬人、弃農桑、疲苦勞役、而未有功效、勞費日滋。

とある。三州とはこの場合羌族反乱にかかわる地域を指すものと考えられるから、司隸、并、涼の諸地域を指していると思われるが、これら三州の「屯兵」は二十余万人にのぼったとされる。こういった史料からも、後漢の兵力量そのものが相当なものであったのではないかと推測ができる。とりわけ西羌伝にみえる「屯兵」とは具体的にはどのような兵力を指しているのが問題になってこよう。

第一節でみたように、確かに建武七年以降は郡國の常備軍が縮小されているが、そのかわり後漢に入って新たに創設されたり、重要性を増した兵力も存在する。本節では、それらの兵力のうち、「營兵」あるいは「屯兵」と称される兵士が郡県が常備兵とは別に存在していたことを考える。

1 領護官の兵力

まず、内属民族領護官の持つ兵力を考える。周知のように、光武帝治世末期における匈奴の南北分裂を契機にして、東アジアの国際関係は大きく変動した。新末から建武二十年代にかけて羌族、烏桓、及び南匈奴といった多くの諸民族が内属し

て塞内に移住したが、これに対応するために後漢王朝は彼らの統御にあたる領護官を次々に設置していった。すなわち、護羌校尉、護烏桓校尉、使匈奴中郎將、度遼將軍がこれにあたる。¹⁹⁾これら諸官の名稱上の起源は前漢後半期にさかのぼるが、前漢のそれが主として外交使節的性格が強かったか(前三者)、純然たる將軍職(度遼將軍)であったのに対し、後漢時代のものには諸民族が郡県制度施行地域に移住していく状況下、彼らに対する実質的な支配を目的として設置された点が特徴的である。

これら諸官は、もちろん担当する内属民族を統率して軍事活動に従事する場合が多かったが、これとは別に独自の營兵・屯兵を有していた。以下この点をみてみたい。

護羌校尉は卷八十七、西羌伝によれば建武九(三三)年に設置されたがその年のうちに廃止され、永平元(五七)年から二年にかけても一時的設置があつた後、章帝建初元(七六)年に再々設置がなされてその後は常置官となつた。常置化以前において護羌校尉が独自の兵力を有したかどうかは不明である。常置化以後は屯兵が存在していたようであり、卷十六、鄧訓伝には章和二(八八)年に、護羌校尉鄧訓が前任の護羌校尉張紆の失政について述べた中に「經常の屯兵二万を下らず」とある。この時点で二万以上の屯兵が存在していたことがわかる。その後、和帝期初頭に屯兵は弛刑徒二千人に縮小されたが、永元十四(一〇二)年には金城西部都尉、金城長史とともに護羌校尉が屯田三十四部を管理させる計画が実行に移された。²⁰⁾(ただし羌族の反乱により未完成に終わった。)さらに西羌伝に、

至陽嘉元年、以湟中地広、更增置屯田五部、并為十部。

とあり、順帝期には護羌校尉の屯田はそれまでの五部から十部に増加している。

次に護烏桓校尉については、卷九十、烏桓伝に建武二十五(四九)年、烏桓が塞内に移住したときのこととして、

於是始復置校尉於上谷寧城、開營府。

とあり、上谷郡寧城に護烏桓校尉の「營府」を置いたことがわかる。護烏桓校尉については、一九七一年に発見された和林格爾漢墓の壁画がこの官の実態を明らかにしている。壁画によれば校尉の莫府に隣接して、「營門」、「營曹」等を有する校尉の軍營と思われる一郭がある。²¹⁾この壁画は二世紀後半のものとして推定されているから、護烏桓校尉の營兵は建武二十五年以降も存続していたと推測されよう。

次に使匈奴中郎将であるが、この官については独自の兵力が存在していたことを明示する史料がない。ただ、卷八十九、南匈奴伝に建武二十六（五〇）年に使匈奴中郎将が設置された時のことを伝えて、

於是復詔单于徙居西河美稷、因使中郎将段郴及副校尉王郁留西河擁護之、為設官府・從事・掾史。令西河長史歲將騎二千、弛刑五百人、助中郎将衛護单于。冬屯夏罷。自後以為常。

とあり、冬の間は西河長史が中郎将の補佐として西河郡美稷に屯し、南匈奴单于を「衛護」したことを記す。また卷二十四、馬嚴伝に永平十五（七二）年頃のこととして、

後拜將軍長史、將北軍五校士、羽林禁兵三千人、屯西河美稷、衛護南单于、聽置司馬。從事。牧守謁敬、同之將軍。

とある。ここにみえる「將軍長史」を、『東觀漢記』卷十一、馬嚴伝は「持兵長史」に作る。『後漢書』の表記は、おそらく後文に「牧守の謁敬、これを將軍と同じうす」とあるのに引きずられた誤りであり、『東觀漢記』の「持兵長史」が正しく、これは第一節で見た將兵長史と同義ではないかと思われる。そうであるとすれば、もともと『後漢書』では「將軍長史」ではなく「將兵長史」と記されていた可能性が強い。馬嚴が任命された官が將兵長史であるとすれば、この將兵長史が第一節で述べたように、独立した任務をもつことが多いとはいえ基本的には郡の属官であったこと、また、馬嚴の任務が単子の「衛護」であり建武二十六年に派遣された西河長史のそれと同一であること等から考えて、彼はより正確には西河郡の將兵長史に任命され、建武二十六年以来続いていた南匈奴单于「衛護」の任務についたとすべきであろう。ところで、將兵長史が設置された場合、本来の辺郡長史とは別に設けられるかたちをとっているといわれる。そうであるとすれば、西河長史が美稷に向向していた状態が、馬嚴が將兵長史として派遣されて以後は、西河太守（在平定県）補佐の任にあたる本来の長史と美稷に屯する將兵長史の二つに分化したことになろう。二世紀後半の様子を描いた和林格爾漢墓の壁画の標題の一つに「西河長史所治離石府舍」と記されているものもあるが、これは順帝永和五年に西河郡が平定から離石に移った措置を反映していると考えられる。このことは馬嚴以後、西河美稷で単子「衛護」にあたる將兵長史が本来の西河長史とは別に存在するようになったとの想定を裏付けるものといえよう。また長史の兵力そのものも、以前は西河郡の騎兵に弛刑徒をまじえたものであったが、馬嚴が派遣された時は北軍五營兵・羽林兵に強化されている。これは王朝が西河美稷の兵員配備を重視し始めたことを示すものといえよう。

西河長史が以上のような性格をもつ官職であることから、郡の属官というよりは内属民族領護官としての性格を持っていたと考えてよからう。そうであつてみれば、西河長史の屯兵が同じ美稷に駐在する使匈奴中郎將となら關係を持たなかつたとは考えにくい。先にみた南匈奴伝の記事には西河長史が使匈奴「中郎將を助けて南单于を衛護」したとあるが、これは西河長史が使匈奴中郎將の指揮下にあつたことを想定させるものであろう。実際に使匈奴中郎將が西河長史の屯兵を指揮したことを示す記事は見当たらないが、南匈奴伝に和帝永元六（九四）年のこととして、

降胡五六百人夜襲（单于）師子、安集掾王恬將衛護士与戰、破之。

とあり、安集掾が「衛護士を將」いて南匈奴单于のために戦つてゐる。安集掾とは同伝に、

令中郎將置安集掾史將弛刑五十人、持兵弩隨单于所処、參辭訟、察動靜。

とあるように、弛刑徒五十名を指揮して南匈奴单于を監視するために建武二十六年に設置された使匈奴中郎將の属官である。さきの史料に見える「衛護士」は弛刑徒を指すとも考えられるが、やはり「衛護」という用語からして、「衛護士」とは南匈奴单于「衛護」の任務にあつた西河長史の屯兵を指すと考えるのが自然ではなからうか。（もっとも先に見たように西河長史の屯兵も弛刑徒を含んでいたが、大部分は一般の兵士であつたと考えられる。）この推測が成り立つとすれば、使匈奴中郎將の属官である安集掾が西河長史の屯兵を指揮したことになり、使匈奴中郎將と西河長史の間には兵力運営の強い連係があつたことにならう。

次に度遼將軍の兵力についてであるが、明帝永平八（六五）年に「始めて度遼營を置く」と南匈奴伝に明記され、史書にも「度遼營」・「度遼營兵」が頻出することから、度遼將軍独自の營兵が存在していたことは論をまたない。なお、使匈奴中郎將とのかかわりについて少し述べると、『東觀漢記』卷十七、張奐伝に桓帝期のこととして、

張奐、使匈奴中郎將。時休屠者及朔方烏桓並同反叛、遂燒度遼將軍門、引屯赤坑、烟火相望。兵衆大恐、各欲亡去。奐安坐帷中、与弟子誦書自若、軍士稍安。

とあり、通常は西河美稷に駐屯している使匈奴中郎將が、五原郡曼柏に設置されていた度遼將軍營にあつて指揮を取つてゐる。そうであるとすれば、使匈奴中郎將は度遼營兵とも統帥上の連関を有したことになる。内属匈奴の統御にあたる度遼將軍、使匈奴中郎將、西河長史の三者の軍事的連係についてはまだ検討すべき余地はあるが、本稿での検討は以上にとどめ

たい。

なお度遼將軍に關連して、これと北边防備組織との關連について検討すべきことがある。第一節でみたように、辺郡の常備兵には戍卒と呼ばれる辺境防備組織に勤務する兵士がいた。後漢では明帝以後、弛刑徒の辺境防備組織への配備が盛んに行われ、明帝期に四回、章帝期に五回、和帝期に一回、安帝期に二回、順帝期に二回、沖帝期に一回、桓帝期に四回を数えるが、彼らは戍卒として勤務したと考えられる。これも功臣系の屯兵の廃止に代わる新たな兵力増強とみてよい。これに關連して、卷二、明帝紀永平八（六五）年の条に、度遼將軍設置からまもなくのこととして、

詔三公募郡国中都官死罪繫囚、減罪一等、勿笞、詣度遼將軍營、屯朔方・五原之辺県。妻子自分隨、便占著辺県。

とあるが、この記事から弛刑徒はまず度遼營に詣り、そのうえで五原や朔方の辺県に分屯させられているようである。彼らは戍卒として北边防備組織に勤務し、妻子とともにその地に登録されたものであろう。また、永平十六（七三）年の条に、

詔令郡国中都官死罪繫囚減死罪一等、勿笞、詣軍營、屯朔方・敦煌、妻子自隨。

とある。ここには単に軍營とあるが、永平十六年九月当時、領護官の軍營以外で辺境において軍營と称されていたと考えられるものとしては西域の伊吾廬に屯していた寶固らの軍營（明帝紀・寶固伝）がある。しかし郡国中都官の罪人を西域まで送つてからあらためて朔方、敦煌に配備することは不自然である点、先またに挙げた永平八年の条の記述様式と類似している点から考えて、ここにみえる軍營とは具体的には度遼營を指すものと考えられる。そうであるとすれば、この時も弛刑徒は度遼營に詣つてその後各屯地に分散配備されていることになろう。

ところでこれら史料にみえるの「詣」の字は、居延漢簡にみえる用例からして官庁に出頭するとの意味を持ち、さらにそこで何らかの事務手続きをおこなうという意味も含み持つようである。このことは度遼將軍が弛刑徒の配備に關して何らかの事務的統括権を有していたことを推測せしめる。ある地方駐在官が恒常的に北边防備組織の管理権を持つということは前漢時代にはみられないが、度遼將軍のような常設の地方駐屯將軍そのものが前漢には存在しなかったことを考えると、後漢独自のものとしてそのような制度があつた可能性がある。この推測を補強するものとして、卷五十六、种嵩伝に桓帝期のこととして、

会匈奴寇并涼二州、桓帝擢嵩為度遼將軍。……由是羌胡・龜茲・莎車・鳥孫等皆來順服。嵩乃去烽隧、除候望。辺方晏

然無警。

とある。ここにみえる烽隧・候望は、それぞれ煙と火による信号、及び望楼からの監視を指し、これらは都尉府―候官―候一隧という辺軍防備系統の監視施設における主要任務であった。(烽隧は施設そのものを指すこともあるが、ここでは『漢書』賈誼伝の顔師古注に従って信号と解釈しておく。)²⁷⁾ 卷一、光武紀建武十二年の条に、

遣驃騎大將軍杜茂將衆郡施刑屯北辺、築亭候、修烽隧。(李注・亭候、伺候望敵之所。)

とあるように、後漢時代においても弛刑徒が戍卒として亭候(＝監視施設)に派遣され、烽隧の任務があったことは明らかである。これらのことを考えあわせると、度遼將軍种嵩が烽隧・候望といった辺境防備任務を廃止したという事実から、本来は内属民族領護官である度遼將軍が、烽隧を末端とする北辺防備組織の業務に関してもかなり強い裁断権を有しており、全体的な統括を行っていた可能性があることを想像しうるであろう。

以上の検討から、光武帝末年には護烏桓營が上谷郡に、西河長史の屯兵が西河郡に設置され、明帝期には度遼營が五原郡にそれぞれ設置されていき、章帝初期から護羌校尉の屯兵が金城郡に常置化されたことがわかった。また使匈奴中郎將は独自の兵力を持たないものの、西河長史の屯兵や度遼營兵を指揮しうる可能性があったことが想定された。一方度遼將軍は北辺防備組織の管理に関して全体的な統括を行っていたと考えられた。ここにいたって後漢の内属民族領護官が有する兵力が整備されていったわけである。特に北辺に関しては、前節で見たように明帝期までに功臣系の屯兵が全廃されたことを考えると、光武帝末年から相次いで設置・増強されていった上谷・西河・五原諸郡における領護官系の兵士、また明帝以後頻繁に辺戍に配備された弛刑徒もその代替軍事力の一つとなったのではなからうかと想定される。

2 その他の常設軍營

後漢時代における地方の常設軍營として黎陽營、虎牙營、雍營といった内郡の軍營の他に、以上みたような辺郡における領護官の軍營があった。永平年間の功臣系屯兵廃止以後も、辺郡の常備郡の他にこういった軍營が辺境に配置されていたのであるが、これ以外にも常設の軍營が存在したようである。以下この点についてみてみよう。まず、卷五、安帝紀建光元(一一二)年の条に、

十一月：甲子、初置漁陽營兵。(李注・伏候古今注曰、置營兵千人也。)

とある。『古今注』の記述からして、建光元年に始めて設置されたという漁陽營は定員があり、固定的なものであったように思われるが、これはどのような性格を持つものであったろうか。まず、漁陽營兵と漁陽郡の常備兵ではないかと考えられる。しかし卷九十、鮮卑伝に、

度遼將軍耿夔與幽州刺史龐參發廣陽・漁陽・涿郡甲卒。

とある。安帝紀は、この事件を建光元年八月のこととする。そうであるとすれば、八月に徵發された漁陽郡の「甲卒」は十一月に新設された漁陽營兵とは別の兵士であることになろう。甲卒は藤田勝久氏によれば郡国の兵卒を指し、戍卒と対応するもの、つまり正卒義務に服する兵士であるというから、漁陽營兵が戍卒を意味した可能性もある。しかし鮮卑・烏桓の侵攻になやむ漁陽郡において、辺境防備組織に勤務する戍卒がそれ以前に配備されていなかったとは考えられず、漁陽營兵は戍卒の類であるとは考えられない。また、永初三（一〇九）年にも「漁陽郡兵」の徵發が行われており、少なくとも安帝年間については漁陽郡に常備兵が存在していたことは明らかである。このようなことから考えて、建光元年に設けられたという漁陽營兵は、甲卒や戍卒といった辺郡の常備兵力とは違うものであったといえる。²⁹

次に卷四十七、班勇伝に安帝時代における班勇の上議をのせて、

勇上議曰、：旧敦煌郡有營兵三百人、今宜復之。復置護西域副校尉、居於敦煌、如永元故事。：於是從勇議、復敦煌郡營兵三百人、置西域副校尉居敦煌。

とある。卷八十八、西域伝はこれを元初六（一一九）年のこととする。班勇によれば、和帝永元年間に敦煌に營兵三百人が置かれ、護西域副校尉がこれを指揮していたということになる。和帝時代における西域副校尉の設置年代を史料の上で確定することはできないが、永元三（九三）年に西域都護、戊己校尉、戊部候がともに設置されている（和帝紀・西域伝）から、おそらくこれと同じ頃に設置されたものと思われる。また殤帝延平元（一〇六）年に梁懂が護西域副校尉に任ぜられ（梁懂伝）、正確な年代は不明であるが和帝期に李恂が任ぜられている（李恂伝）から、和帝・殤帝時代を通じて存続していたようである。そして、班勇の上言によって元初六年に副校尉と營兵が復置されたのであるが、さらに卷八十八、西域伝に、

尚書陳忠上疏曰、：方今边境守禦之具不精、内郡武衛之備不脩、敦煌孤危、遠來告急、復不輔助、：臣以為敦煌宜置校尉、案旧增（河西）四郡屯兵、以撫（西域）諸國。：帝納之。

とあり、延光二（一二三）年には、護西域副校尉を校尉に格上げし、「旧を案じて四郡の屯兵を増」し、校尉がこれを指揮することが尚書陳忠によって提案され、（実際に施行されたかどうかは不明であるが）安帝の認可を得た。河西四郡屯兵の増置要請は「敦煌の孤危」、つまり敦煌に駐在する三百人の營兵のみでは西域を威圧することができないという認識からなされたものと考えられることができる。この場合、屯兵とは敦煌に設置されていた營兵と同じ種類の兵士を指すものと思われる。この措置は「旧を案」じたものであったというから、かつて敦煌を含めた河西四郡に屯兵が存在したことになろう。具体的な経過としては、元初六年にまず敦煌の營兵が復置され、そして延光二年にはこれに加えて他の三郡における同様の營兵の復置も認可されたわけである。「屯兵を増」すとの表記はこういった経過を示しているものと思われる。

先に延べた護羌校尉、護烏桓校尉の軍營が辺郡の常備軍とは別系統に属していたが、護西域副校尉がこれら諸官に準ずるものであるとすれば、その營兵は辺郡常備兵とは別系統の兵力であったのではないかと想定できる。敦煌の營兵が設置されたのは和帝時代であるが、それより以前の明帝永平十六年に「酒泉・敦煌・張掖の甲卒」が徵発されているから（竇固伝）、漁陽郡の場合と同様、その營兵が郡の常備軍ではなかったことがわかり、この想定を補強する。

他に常設的であると思われる「營」設置の史料を探すと、『統漢書』卷二十三、郡国志五の李賢注に引く『漢官』に、後漢初期のこととして、

建武二十一年、始遣中郎將馬援・謁者、分築烽候、堡壁稍興、立郡县十余万户、或空置太守・令長、招還人民。…乃建立三營。屯田殖穀。弛刑謫徒以充實之。

とある。ここでは、建武二十一（四五）年に、馬援の辺境巡回によって辺郡の防備組織の整備が行われた一方で、「三營」なるものが設立されたことを記している。この「三營」が具体的に何を指したかは明確にし得ない。ただ卷二十四、馬援伝にこの時の馬援の行動について、

明年秋、援乃将三十骑出高柳、行雁門・代郡・上谷障塞。

とあり、馬援が雁門、代郡、上谷の三郡の障塞を巡回したことがわかる。そこで、あくまで推測の域を出ないが、「三營」とは、これら三郡の安全を確保するために各郡に設けられた軍營であったと考えられる。また、遼東属国に「夫犁營」（あるいは「扶黎營」）があったとされ（安帝紀、鮮卑伝³¹）、これも常設軍營の一種ではなかるうかと推測される。

以上の考察から、後漢時代の辺郡には都尉の指揮下にある甲卒・戍卒といった常備兵の他に、營兵、あるいは屯兵と表記される兵士が配置されていた場合があったことがわかった。これらの兵士の構成する地方の常設軍営として、領護官系統のものとして護羌校尉（在金城郡）、護烏桓校尉（在上谷郡）、西河長史、度遼將軍（在五原郡）の軍営があり、また護西域副校尉（在敦煌郡）が指揮したと考えられる河西四郡の屯兵もあった。また、常任指揮官の有無は不明であるが、その他の辺郡（漁陽郡等）にも營兵が存在していたこともわかった。

3 常設・臨時軍営の構成人員

それではこれら兵士の来源はどのようなものだったのであろうか。以下この点について考えてみたい。常設軍営で兵士の来源がわかっているものとして、永平八（六五）年に置かれた度遼將軍について、卷八十九南匈奴伝に、

由是始置度遼營、以中郎將吳棠行度遼將軍事、副校尉來苗・左校尉閻章・右校尉張國將黎陽・虎牙營土屯五原曼柏。又遣騎都尉秦彭將兵屯美稷。

とあり、度遼營兵には、黎陽營と虎牙營から兵士が派遣されている。また、永平十五年頃に強化された西河長史の軍営は北軍五營と羽林禁兵であった。

兵士の来源が明らかである常設軍営はこの二例のみである。しかし後漢においてはその他に、様々な目的が臨時に一定期間設けられた軍営がいくつが存在しており、それらのいくつかは兵士の来源がはっきりかかっている。そこで常設軍営と臨時に設けられた軍営について、設置年代と設置場所がわかっている事例を検索して付表に示した。（建武二十一年に作られた「三營」は設置場所が不明であり、遼東属国の「夫黎營」は設置年代が不明であるため付表に挙げていない。西域に設けられた軍営は省いた。）

この表によれば、軍営の構成人員として、北軍五營、左右羽林、黎陽營、虎牙營、さらに度遼營といった諸軍営から派遣されている例が多いことが注目される。浜口氏によれば、北軍五營は功臣諸將の兵士を改編したものが多く、また左右羽林の兵も北軍五營から優秀なものを選抜して編成されたというから、系統的にはやはり功臣系の兵士の子孫が母体となっている可能性が強い。氏はまた黎陽營、虎牙營についても功臣系の兵士の系統を引くとされ、またこれらの軍営は世襲兵士であり特殊な身分を構成したという³³。したがって、それを母体を持つ常設・臨時の軍営の兵士もまた同様の性格を持つとしなけ

後漢時代の常設及び臨時軍営設置表

(郡県制施行地域のみ)

期 間	駐屯地	指揮官	兵力の来源	出典(後漢書)
建武25⇨常設	上谷	護烏桓校尉	不明	卷90烏桓伝
建武26⇨常設	西河	西河長史	西河郡兵・弛刑徒	卷89南匈奴伝
永平中～?	雁門	雁門長史鄧鴻	北軍五營兵	卷16鄧鴻伝
永平8⇨常設	五原曼柏	度遼將軍	黎陽、虎牙營兵	卷89南匈奴伝
永平15⇨常設?	西河美稜	西河長史馬嚴	羽林、北軍五營兵	卷24馬嚴伝
建初1⇨常設	金城	護羌校尉	不明	卷87西羌伝
建初4～5	武陵	武陵太守	荊州七郡、汝南、潁川の弛刑徒、吏士 充中五里蛮不叛者	卷86南蛮伝
永元中は常設	河西四郡	護西域副校尉	不明	卷47班勇伝
永初1～4	漢陽	車騎將軍鄧騭	左右羽林、北軍五營 三河、三輔、汝南、南陽、 潁川、太原、上党郡兵	卷87西羌伝 卷16鄧騭伝
永初5年のみ	京兆孟津	北軍中候朱寵	北軍五營兵	卷87西羌伝
元初1～?	河内	不明	不明	卷87西羌伝
元初2～?	益州	中郎將尹就のちに益州刺史張喬	南陽、益州諸屯兵	卷87西羌伝
元初2～?	京兆長安	屯騎校尉班雄のちに中郎將任尚	北軍五營兵・羽林緹騎	卷87西羌伝 卷47班超伝
元初5～?	上谷	不明	緣辺甲卒・黎陽營兵	卷90鮮卑伝
元初6⇨常設	敦煌	護西域副校尉	不明	卷47班勇伝・卷88西域伝
建光1⇨常設	漁陽	不明	不明	卷5安帝紀
永建1～?	中山	不明	黎陽營兵	卷89南匈奴伝・卷6順帝紀
陽嘉4～?	上郡	不明	積射士・度遼營兵	卷90烏桓伝
永和5～?	漢陽	征西將軍馬賢のちに侍御史	京師近郡、諸州郡兵・左右羽林、北軍五營兵	卷87西羌伝
永和6～漢安1	三輔	行車騎將軍執金吾張喬	左右羽林、北軍五營兵・河内、南陽、汝南郡兵	卷87西羌伝

ればならない。

なお、郡国から派遣されて軍営に配備される例も少なからずあるが、特に内郡について徵発の対象となった郡をみると、南陽、汝南、潁川等共通の郡が目立つ。これらの地方はいうまでもなく後漢政権の支配層の中心的供給源であるが、軍営の人員構成とこれら諸郡の特殊事情がどう関わってくるかについては、別に稿をあらためて検討することとし、ここでは常設および臨時の軍営の兵士がかなり限定された母集団から徵発されていることを指摘するにとどめる。

以上、後漢時代において、光武帝の郡国の軍備縮小の後、郡県機構とは別系統に属する軍営がかなり広範に存在していたことを述べた。このような諸軍営の存在を指摘することによって、西羌伝にみえる「屯兵」が二十余万がいたとの記事をある程度裏打ちできたのではないかと考えるのである。

おわりに

本稿で明らかにしたことは次のとおりである。

① 光武帝は建武六、七年にかけて材官・騎士等の郡国常備軍の撤廃を行い、正規の軍吏のみを残した。しかしこれによって軍籍につけられて正卒となる制度が消滅したわけではなく、潜在的兵役義務は依然として存続した。後漢時代においては度重なる徵兵が行われており、また「盜賊」等の鎮圧を目的として恒常的に常備兵力が置かれることがあったが、これらは正卒の存在と虎符による発兵の制度を前提としている。

② 辺郡においては例外的に建武七年以後も正卒義務に服する常備兵が存続した。また、全国から徵発された弛刑徒を中心とする戍卒が辺境防備組織に配備され、明帝以後継続的に強化がはかられた。

③ 光武帝の中興に功績のあった功臣諸将は建武十二年に公孫述が平定されて以降、次第に兵権を剝奪されて引退していった。彼らの統率していた兵士の中には、黎陽營・虎牙營・雍營といった特殊軍営に再編成された者もいたが、功臣に率いられて北方辺郡に屯する者もなお少なからず存在した。彼ら屯兵は郡県の軍事機構とは別系統の存在であった。こうした功臣系の屯兵は明帝永平年間に全て廃止されたと考えられる。

④ 功臣系屯兵が廃止されたのと前後して、各地にいくつかの常設軍営が設置されていき、その代替兵力となった。常設軍

営には内属民族領護官、つまり護羌校尉・護烏桓校尉・西河長史及び度遼將軍の營兵・屯兵からなる軍營がまず挙げられる。その他、指揮官は不明ながら漁陽營や河西四郡の屯兵の存在も確認でき、また臨時の軍營も羌族の反乱等に際して設置された。これらの軍營はいずれも郡県常備軍とは別系統の存在であった。

⑤ 後漢独自の領護官とその軍營は辺境諸地域の軍事力の要であり、行政区域にとられない広範囲の活動を行っていたことが想定された。たとえば独自の軍營を持たない使匈奴中郎將は度遼將軍・西河長史の軍營と統帥上の關係を持ち、三官の間には密接な關係があった。また度遼將軍は戍卒の配備されている辺境防備組織の全体的管理權を有していた。

⑥ 常設・臨時の軍營を構成した兵士の性格をすべて明確にすることはできないが、彼らの相当部分が特殊身分にある世襲兵士、あるいは王朝權力を支える豪族層の出身地である特定の郡の出身者から選抜されていた。

こうして明帝期以降は、次のような各種の常備兵力が存在することになり、これ以後、後漢王朝の基幹軍事力となったと考えられる。

- a・中央の近衛兵（北軍五營・羽林・左右羽林・虎賁）
- b・地方の特殊常設軍營（黎陽營・虎牙營・雍營）
- c・領護官の營兵・屯兵（度遼將軍・護烏桓校尉・護羌校尉・西河長史の軍營）
- d・その他の辺郡における常設軍營（漁陽營・河西四郡の屯兵等³⁴）
- e・正卒義務に服する辺郡の常備兵
- f・辺郡の防備組織に配備された戍卒

なお、本稿では触れなかったが、その他に臨時兵力として領護官等が統率する南匈奴、羌族、烏桓、南蛮、湟中義從胡といった内属諸民族がある。また、史書にあらわれた徵兵記事を調べると、「募士」や「積射士」あるいは弛刑徒が臨時に徵發されている例が少なからずあることがわかる。後漢王朝はこういった雑多な兵力を適宜組み合わせて軍事行動に投入していたと考えられる。郡国常備軍の撤發以後、たしかに前漢時代のような徭役体系と密接に関わる郡県常備軍は激減したが、減少した郡県常備軍の代替兵力は常に存在した。兵員の総量は前漢に比べて少なくなったものの、後漢王朝は大規模な兵士動員に頼るよりも、様々な性格をもつ軍事集団をより効率的に運用することによって軍事的成果を得ようとしたのではない

かと思われるのである。

本稿では後漢王朝の有した様々な兵力のうち、主として營兵・屯兵と称される兵力の存在を確認するにとどまったが、後漢の軍事力について検討しなければならぬ点は依然多いといえる。たとえば第三節の末尾において常設・臨時軍營の兵士の来源がかなり限定された地域・集團から選抜されていたことを指摘したが、後漢王朝の持つ性格を考える上でも、王朝を支えた軍事力の中核部分がどのような性格を持っていたのか、またそれが崩壊したとすればどのような原因があったのかをさらに踏みこんで検討しなければならないのではないかと思う。

註

- (1) 国内の主要な専論として、浜口重国「光武帝の軍備縮小と其の影響」(『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、一九六六)、鎌田重雄「後漢の西園軍」(『立正史学』三二、一九六八)、竹園卓夫「後漢安帝以後における州刺史の軍事に関する覚え書き」(『集刊東洋学』三七、一九七八)等がある。また中国で最近出されたものとして張鶴泉「東漢募兵論略」(『史学集刊』一九八八)、黄今言「漢代型募兵試説」(『中国史研究』一九八九)、同「漢代徵兵制度中若干問題的考解釈」(『江西師範大学学报』哲社版、一九八九)等がある。
- (2) 大庭脩「材官攷—漢代の兵制の一斑について—」(『竜谷史壇』三六、一九五二)
- (3) 米田賢次郎「秦漢帝国の軍事組織」(『古代史講座』五、学生社、一九六二)。
- (4) 西村元佑「漢代の騎士—士卒の問題に関連して—」(『竜谷史壇』四四、一九五八)。
- (4) 浜口氏前掲論文。
- (5) 勞榘「漢代兵制及漢簡中的兵制」(『歴史語言研究所集刊』一〇、一九四八)。
- (6) 重近啓樹「秦漢の兵制について—地方軍を中心として—」(『静岡大学人文学部人文論集』三六、一九八六)。
- (7) 重近氏前掲論文。
- (8) 浜口氏前掲論文。
- (9) 鎌田重雄「秦漢政治制度史の研究」第二篇第六章、「郡都尉」(『日本学術振興会』一九六二)。
- (10) 勞榘氏前掲論文。
- (11) 永田英正「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治制度」(講座敦煌・三「敦煌の社会」大東出版社、一九八〇)。
- (12) 米田氏前掲論文。

(13) 永田氏前掲論文によれば、候官の長である候長の別称を郭侯といい、また候官の尉を塞尉といったとする。また『統漢書』巻二十八、百官志五に「辺郡有障塞尉、本注曰掌禁備羌夷犯塞」とあるが、これは後漢時代においても漢簡でいう郭侯・塞尉が存続していたことを示すものではないかと思われる。

(14) 安作璋・熊鉄基「秦漢官制史稿」下、第二章（齊魯書社、一九八五）。

(15) 『後漢書』巻十六、寇恂伝に、光武帝即位直後、寇恂が河内太守・行大將軍事であった時のこととして、

帝数策書勞問恂、同門生茂陵董崇説恂曰、上新即位、四方未定、而君侯以時提大郡、内得人心、外破蘇茂、威震鄰敵、功名發聞、此讒人側目怨禍之時也。……今君之所將、皆宗族昆弟也。無乃当以前人（蕭何）為鏡戒。

とある。

(16) 永田英正「簿籍簡牘の諸様式の分析」（『居延漢簡の研究』、同朋社、一九八九）によれば、「兵簿」とは兵器管理のための明細簿であったとするが、ここでは、李賢の解釈に従っておく。

(17) 本文に引いた杜詩の上奏中に、「陛下起兵十有三年」とあるが、南陽における光武帝や劉伯升らの起兵は地皇三（二二）年であるから、その十三年後は建武一一（三五）年となる。したがってこの上奏は建武十一年になされたということになる。

(18) 『統漢書』巻二十四、百官志一に引く『漢官儀』に、

監察黎陽謁者、世祖以幽、（冀）、并州兵騎定天下、故於黎陽立營、以謁者監之、兵騎千人、復除甚重。

とある。

(19) 護烏桓校尉については久保靖彦「後漢初頭の烏桓について―護烏桓校尉に関する一考察―」（『史苑』二四―一、一九六三）、使匈奴中郎將については内田吟風「北アジア史研究」匈奴篇（同朋社、一九七五）、度遼將軍については拙稿「後漢の少数民族統治官に関する一考察」（『九州大学東洋史論集』一七、一九八九）。なお西域諸国のための領護官である西域都護や戊己校尉も存在するが、これらは塞外の特設な駐屯官であるため本稿ではとりあげない。ただし、河西四郡の屯兵との関わりから、敦煌に駐在する護西域副校尉は後で触れる。

(20) 『後漢書』巻八十七、西羌伝に、

於是拜（曹）鳳為金城西部都尉、將徙士屯龍耆。後金城長史上官鴻上開置綿義、建威屯田二十七部、（護羌校尉）侯霸復上置東西部屯田五部、増留・逢二部、帝皆從之。列屯夾河、合三十四部。其功垂立。至永初中、諸羌叛、乃罷。

とある。

(21) 内蒙古文物工作隊・内蒙古博物館「和林格爾漢墓發現一座重要的東漢壁畫墓」（『文物』一九七四―一）、佐原康夫「漢代の官衙と屬吏について」（『東方學報』京都六一、一九八九）。

(22) 安・熊氏前掲書。

(23) 黃盛璋、「和林格爾漢墓与歴史地理問題」(『文物』一九七四—一)。

(24) 竹園氏前掲論文。

(25) 米田氏前掲論文。

(26) 永田英正、「居延漢簡にみる候官についての一試論—破城子出土の『諸官簿』を中心として—」(『史林』五六—五、一九七三)。

(27) 『漢書』卷四十八、賈誼伝の顔師古注に、

文穎曰、辺方備胡寇、作高土櫓、櫓上作桔槔、桔槔頭兜零、以新草置其中、常低之、有寇即火然拳之以相告、曰烽。又多積薪、寇至即燃之、以望其煙、曰燧、張晏曰、昼拳烽、夜燔燧也。師古曰、張説誤也。昼則燔燧、夜則拳烽。

とある。

(28) 藤田勝久、「前漢の徭役労働とその運営形態」(『中国史研究』八、一九八八)。

(29) 『後漢書』卷四十七、梁懂伝に、

(永初)三年冬、南单于与烏桓大人俱反。以大司農何熙行車騎將軍事、中郎將龐雄為副、將羽林五校營士、及發緣辺十郡兵二万余人、又遼東太守耿种率將鮮卑種衆共擊之。(李注・緣辺十郡謂五原・雲中・定襄・雁門・朔方・代郡・上谷・漁陽・遼西・右北平。)

とある。

(30) なお、『後漢書』卷八十九、南匈奴伝に順帝永和五(二四〇)年、「中郎將張耽を遣して幽州諸郡營兵を將」いて反乱を起こした匈奴を討つたという記事があり、順帝期の幽州諸郡には漁陽以外にも「營兵」が存在した可能性がある。

(31) 『後漢書』卷五、元初二年の条に、

八月、遼東鮮卑困無慮県。九月、又攻夫犁營、殺県令。とあり、卷九十、鮮卑伝に、

元初二年秋、遼東鮮卑困無慮県、州郡合兵固保清野、鮮卑無所得。復攻扶黎營、殺長吏。

とある。無慮県と夫犁營(扶黎營)が並列的に表記されていることから、県とは別系統の「營」が存在したことを窺わせる。なお、津田左右吉「遼東属国の性格に就きて」(『史学雑誌』二五—一〇、一九一四)によれば、夫犁營(扶黎營)を「交黎」の誤りとする。

(32) 浜口重国「両漢の中央諸軍について」(『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、一九六六)。

(33) 浜口氏前掲註(1)論文。

(34) 護西域副校尉を内属民族領護官の一種とした場合、これが指揮する河西四郡の屯兵はcに分類すべきかもしれないが、ここではとりあえずdに分類しておく。